

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和7年12月4日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納 7 子育てワンストップサービス ①マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ②マイナポータルを通じて発信できる情報をお知らせ機能により通知する。</p>
③システムの名称	①子ども医療費助成システム ②番号管理連携システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバーGW ⑥中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども医療費助成ファイル (2)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども課
②所属長の役職名	こども課長

**6. 他の評価実施機関****7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 郵便番号279-8501  
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市総務部法務文書課(情報公開室)

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先 郵便番号279-8501  
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市健康こども部こども課  
電話番号 047-351-1111

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[  ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の使用の際には、本人からのマイナンバーの取得や氏名・生年月日・住所などの3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	----------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		こども福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、退職者の発生や異動等により、都度更新を行い、管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 本田 恭代	こども課長 三代川 潤一	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費の返納 5 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 7 浦安市子ども医療費助成受給券の返還</p>	<p>浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納</p>	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)子ども医療費助成情報ファイル (2)番号管理連携ファイル (3)統合連携DBファイル	(1)子ども医療費助成情報ファイル (2)統合連携DBファイル	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長 三代川 潤一	こども課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先”	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人數	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和3年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	番号利用法の改正のため
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年10月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	IVリスク対策	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1. 各種届出の受理 2. 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3. 浦安市子ども医療費の支給 4. 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5. 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6. 浦安市子ども医療費助成受給券の返納	浦安市子ども医療費助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1. 各種届出の受理 2. 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3. 浦安市子ども医療費の支給 4. 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5. 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6. 浦安市子ども医療費助成受給券の返納 7. 子育てワンストップサービス ①マイナボーダーを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ②マイナボーダーを通じて発信できる情報をお知らせ機能により通知する	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更